

都市マスタープラン抜粋 (道路ネットワーク方針)

5-2 都市施設の整備方針

都市施設の整備方針として、交通体系、公園・緑地、河川、上下水道等及びその他の都市施設の整備及び維持管理に関する方針を定めます。

5-2-1 交通体系の整備方針

基本的な考え方

市内と広域との円滑な連携を進めるとともに、誰もが安全に移動できる空間と自然環境に対する配慮を目指します。

- 1 子どもや障がい者、高齢者をはじめすべての人々が安心して外出でき、歩ける環境を目指し、それぞれの地区が持つ特性を活かした、安全で快適な道路環境の計画・整備
- 2 市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実
- 3 都市骨格である既存の幹線道路をより活かすための道路の充足とネットワーク化による交通の円滑な処理
- 4 道路状況の把握と適切な修繕・補修

基本方針

●歩行者・自転車のネットワーク

既存の緑道を活用した自転車利用環境の充実

- ・千葉ニュータウン地域内に通る緑道のネットワーク化による、駅やサービス施設と各住戸が連続した、安全でかつ心地の良い自転車利用環境の充実とシェアサイクル等の導入の検討

既存の車道における自転車通行環境の整備

- ・主要車道における自転車レーン設置の検討





●公共交通のネットワーク

バス

- ・市内の路線バスについて、路線維持や増発等、バス路線の充実について事業者へ要請
- ・本市で運行している循環バスについて、交通弱者等が利用しやすい運行内容など、利便性の向上を図る

鉄道

- ・北総鉄道北総線の運賃対策、増便及び京成電鉄成田空港線（京成電鉄成田スカイアクセス線）の白井市内駅への停車と特急・急行の増便などを含めた利便性の向上についての要請

その他の交通

- ・バス、鉄道などの公共交通を補完するタクシーなどの準公共交通事業者などとの連携

●道路のネットワーク

「広域幹線道路」「地域間幹線道路」「都市幹線道路」「補助幹線道路」による道路のネットワークの形成を図ります。

なお、計画道路については計画的に事業を推進し、構想道路については計画化への検討を行います。

広域幹線道路

- ・広域間の連携を担う広域幹線道路について、整備の促進と適切な維持管理の要請

地域間幹線道路

- ・本市と近隣都市とを結ぶ幹線道路である地域間幹線道路の整備の要請
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理の要請

① 国道 464 号	広域幹線道路	⑱ 市道 00 - 139 号線	補助幹線道路
② 国道 16 号		⑲ (仮) 根七次台線	
③ 一般県道千葉ニュータウン北環状線	地域間幹線道路	⑳ 市道 00 - 009 号線	
④ 主要地方道市川印西線		㉑ 市道 00-137 号線/市道 00-002 号線	
⑤ 一般県道西白井停車場線/市道 00-007 号線/市道 00-016 号線/市道 00-017 号線/市道 00-018 号線	都市幹線道路	㉒ 市道 00 - 010 号線	
⑥ (仮) 木十余一線		㉓ 市道 00 - 129 号線	
⑦ 市道 00-020 号線		㉔ 一般県道白井停車場線/市道 00-015 号線	
⑧ 市道 00-021 号線/市道 00-135 号線		㉕ (仮) 下長殿線	
⑨ 市道 00-001 号線		㉖ (仮) 富士南園栄線	
⑩ 市道 00-006 号線/市道 00-007 号線		㉗ 市道 00-111 号線	
⑪ 市道 00-136 号線		㉘ 市道 12-002 号線	
⑫ 市道 00-103 号線			
⑬ 市道 00-003 号線			
⑭ 市道 00-004 号線/市道 00-005 号線			
⑮ 市道 00-102 号線			
⑯ 市道 00-121 号線			
⑰ 市道 00-012 号線/市道 00-013 号線/市道 00-014 号線			

都市幹線道路

- ・市内の骨格を形成する都市幹線道路の整備
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理と適切な維持管理の要請

補助幹線道路

- ・都市幹線道路を補完し、地区内の円滑な通行・連携を支える補助幹線道路の整備
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理

●道路の適切な維持管理

- ・国・県道などの幹線道路への適切な道路修繕・補修に関する関係機関への要請
- ・市道についての道路、橋梁、付属物の状況把握（点検）及び修繕・補修
- ・街路樹などの生活環境や景観に配慮した適切な維持管理

道路ネットワーク方針図

